④過去１年以内の休止装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有す

る者の状況

水道法施行規則　第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関す

る基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水

道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に

変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができ

る技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監

督させること。

□　**「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要**

過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名  （公表対象外） | 配水管への分水栓の  取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経  験も有しているか  （○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | | 工事  年度 |
|  | 保有している資格等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表の可否（公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。） | | | | |
| 可　・　不可 | | | | |

保有している資格等を証明する書類（資格者証等）の写しを添付してください。